

公益社団法人自動車技術会 監事監査規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人自動車技術会（以下、「本会」という。）における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、法令及び定款に定めるもののほかはこの規則による。

(監査の趣旨)

第2条 監査は、本会の業務の適正かつ効率的、効果的な運営を期するとともに、会計経理の適正を確保することにより、本会の健全な運営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与する。

(監事の権限)

第3条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局に対して事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(監査の種類)

第4条 監査は、定期監査及び臨時監査とする。

2 前項の定期監査は、第二四半期決算時及び年度末決算時に行う。

3 第1項の臨時監査は、監事が必要と認めた場合に行う。

(監査事項)

第5条 監査事項は、業務監査と会計監査とする。

2 業務監査は、次の各号に留意して行う。

(1) 法令、定款及び規則の適正な実施状況並びに規則の整備状況

(2) 業務の運営状況

(3) 組織の運営状況

(4) 事務局人事の管理状況

(5) その他業務に関する重要な事項

3 会計監査は、次の各号に留意して行う。

(1) 四半期決算及び年度末決算の状況

(2) 予算の執行状況

(3) 収入、支出の状況

(4) 資金運用の状況

(5) 契約及び発注の状況

(6) 諸謝金、役員等交通費及び労務費の支給状況

(7) その他会計に関する重要な事項

(理事会への報告義務)

第6条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(理事会への出席義務等)

第7条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 監事は、前条の定めにおいて、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。

3 監事から、前項の請求があった場合は、会長は2週間以内に理事会を開催しなければならない。この場合において、招集通知は請求のあった日から5日以内に発しなければならない。

(総会に対する報告義務)

第8条 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令及び定款で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を総会に報告しなければならない。

(総会における意見陳述)

第9条 監事は、その選任、解任及び報酬について、総会において意見を述べることができる。

(理事の行為の差止め)

第10条 監事は、理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令又は定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、これにより本会に著しい損害を生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為の差止めを請求することができる。

(監査の事務補助)

第11条 監事は、事務局総務課の職員に監査に関する事務を補助させることができる。

2 監査の事務補助を行う事務局職員は、監査の実施にあたって業務上知り得た事項を正当な理由なくして他に漏らしてはならない。

(協力義務)

第12条 監査を受ける理事及び事務局職員は、監事の求めに応じ、監査に立会い、必要な資料又は物件を提示し、説明及び報告等を行い、監査の円滑な遂行に協力しなければならない。

(監査報告書)

第13条 監事は、第4条の監査を踏まえ、監査報告書を作成しなければならない。なお、監事間に異なる意見がある場合には、それぞれの意見を記載する。

2 前項の監査報告書には、作成年月日を付し、記名押印をしなければならない。

3 監事は、前項の監査報告書を、会長に提出する。

(処理基準)

第14条 この規則の運営に関し必要な細則については、監事全員の合意により処理基準を定め、これによるものとする。

(改正)

第15条 この規則の改正については、監事全員の合意により行い、理事会に報告しなければならない。

附 則

1 この規則は、2011年4月26日から施行する。(第1回理事会議決 2011年4月26日)